

特定非営利活動法人東西調査研究センター定款
Articles of Incorporation of
The Center for Research and Studies on the Mashreq and the Maghreb (CRSMM)

第1章 総則

(名称)

- 1条 団体の名称を、特定非営利活動法人東西調査研究センターと定める。英文はThe Center for Research and Studies on the Mashreq and the Maghreb (以下、「センター」又は「CRSMM」という。)とする。非営利活動促進法(以下、「法」という。)に基づいて設立される非営利法人である。
- 2 広報資料や伝達においては、正式名称、又はCRSMM、および支部・部署名、プロジェクト名等を付加した形で引用される。例：CRSMM-Media、CRSMM-United States、CRSMM-abstracts

(事務所)

- 2条 センターの主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的およびミッションステートメント)

- 3条 東西調査研究センターは東西の学生、研究者、市民社会にサービスを提供する独立系の民間非営利調査教育団体である。CRSMMは教育、研修、研究および情報の発信を通じて、人間開発、経済発展、科学知識や人権、並びに基本的権利の促進、万人共通の人的価値の育成に貢献することを目的とする。CRSMMは様々な活動を行い、各種プログラムを開発すると共に、様々な機関や個人とネットワークを形成し、協力することによって、その目的およびミッションステートメントを達成する。

(特定非営利活動の種類)

- 4条 本センターは、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
 - (3) 国際協力の活動
 - (4) 情報化社会の発展を図る活動
 - (5) 経済活動の活性化を図る活動
 - (6) 消費者の保護を図る活動
 - (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 - (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

5条 本センターは、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動にかかる事業として、次の事業を行う。

- (1) 様々な問題やテーマに対する社会の認識を高めるための、独立性を保った研究や教育、情報活動の援助および実施
- (2) 研究者や学生、関心のある市民へのサービスや情報の提供
- (3) 研修、研究、ならびに情報や知識の配布を通じ、情報、コミュニケーション、メディアを含む全ての分野における開発努力への援助を行うこと
- (4) 基本的かつ普遍的な権利、特に表現の自由、情報・コミュニケーションに関連した権利の促進や提唱
- (5) 印刷物や電磁的方法による情報の収集および発信
- (6) 同様の活動や分野に従事する全ての団体等への援助ならびに国際協力の促進と強化

(活動における制限)

6条 センターの主要な活動は、プロパガンダ活動で構成されない。いかなる政党又は公職の候補を支持、あるいは反対する政治活動（出版物や、声明書を配布することを含む）に干渉するものではない。

第2章 会員

(種類)

7条 CRSMMの会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 本センターの目的に賛同して入会した個人および団体
- (2) 賛助会員 本センターの目的に賛同し賛助するために入会した個人および団体

(入会)

8条 会員は、第3条に定めるセンターの目的およびミッションステートメントを真摯に共有、賛同し、第4条から第5条に定める活動および事業に協力する。

- 2 センターへ入会を希望する者は、理事長が別に定める申込用紙に記入し、理事長へ申し込みを行う。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

9条 必要に応じ、理事長が理事会と共に会費を定める。

- 2 会員は、必要に応じて会費を支払うものとする。一旦支払いのされた会費はいかなる状況においても返還されない。

(会員の資格の喪失)

10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 会員が死亡、失踪した場合
- (2) 退会の旨の希望を提出した場合
- (3) 6ヶ月以上における会費の滞納
- (4) 身体の不調によって職務に支障をきたす場合
- (5) センターが解散される場合
- (6) 除名されたとき

(除名)

11条 会員は以下の条件によって除名される。

- (1) センターの趣旨や目的、ミッションステートメントに反するとみられる行為をした場合。
 - (2) 甚大な犯罪を犯した際、又はセンターのイメージや評判を傷つけると見られる行いをした場合。
 - (3) センターのルールに違反した場合。
 - (4) 総会の多数決によって除名される場合。
- 2 正会員は、自らの除名について、投票することができない。
- 3 ただし、前項の規定により会員を除名しようとする場合は、CRSMMは議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

12条 会員は、理事長が別に定めた退会届を理事長に提出して、任意にCRSMMより退会することができる。

第3章 役員

(構成)

13条 ディレクターとは理事のことである

- 2 理事と監事は役員と呼ばれる

(役員における条件)

14条 理事長が理事会の欠員を発表した際は、以下の基準を満たしている場合、役員になることを希望するものは、応募することができる。

- (1) 正会員として少なくとも1年活動した者
 - (2) 正会員3名から保証を受ける者
 - (3) 職務を執行するのに必要な要件、法的要件を備えた者
- 2 役員への応募は、理事長へ提出される。

(選任等)

15条 理事および監事の任期は2年とし、総会において役職を選任される。再任を妨げない。

2 新しく役員に選ばれた者は、選出された総会の翌日からその任に就く。

(理事会の定数)

16条 CRSMMは次の役員を置く

- (1) 常時3名以上7名以下の理事をおく。権限は次の順序で、理事長1名、必要に応じて、第一副理事長1名、第二副理事長1名とする。
- (2) CRSMMは、常時1名以上の監事をおく。

(職務)

17条 理事長の職務は以下を含む。

- (1) 日々の業務において、センターを代表し、すべての業務を監督すること。
 - (2) 諮問委員会を含む、全ての理事会、総会、および委員会を招集、主宰すること。
 - (3) すべての会員の資格に関する事項の管理
 - (4) スタッフや従業員、そのリーダー、ならびに支部長とそのアソシエイツ又は特別なアドバイザーを監督すること。
 - (5) 理事会の承認を得ずに10万円以下の業務取引および契約を承認すること
 - (6) すべてのマニュアル、ポリシー、規定および内部手続きのルールについて、理事に相談後、草稿の作成、改定、承認をすること。
 - (7) 理事長の権限の他の理事や正会員、第三者への委任。
 - (8) 理事と協力し、センターの発展および目的の達成のため適切に他の事項を処理すること。
- 2 副理事長は任命された場合、理事長を補佐し、またその指示のもと、あるいは権限の委任により、センターの利益のために職務を果たすものとする。
- 3 監事は、法で定められるとおり、総会の利益のため、団体の資産、事業および役員の業務について監査し、監査結果を報告する。

(不在、委任、辞任、解任)

18条 理事長が継続して2ヶ月以上不在になる場合は、理事長は暫定理事長を理事又は正会員の中から指定することができる。

- 2 理事長が他者に委任していない場合、理事は第16条で述べられた順で、暫定理事長を務める。これは理事長が辞任、死亡した場合も適用される。
- 3 役員は辞任することができる。辞任届けは書面をもって、理事長又は理事長の指定した者によって受理される。
- 4 理事会を理由なく欠席することが度重なったり、役員としてふさわしくない行為があった際、

又は職務上の義務違反があった際は、総会は役員を解任する。役員は、任期末に総会により解任されることができる。

(任期中の欠員)

- 19条 任期中に欠員が出た場合は、本定款第14条および第15条に定められた方法によって、新役員選出の動議が提出されなければならない。
- 2 理事が3名のディレクターのみで構成される場合、役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(経費及び報酬等)

- 20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。
- 2 役員には、職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経るか、センターの会則(団体の会則)によって規定される。

(義務)

- 21条 理事会は、集合においても個人においても、理事長に与えられた権限を損なうことなく、センターの方針や指揮管理に責任を持つ。理事会の役割は以下を含む。
- (1) センターの資産の管理
- (2) 10万円以上の取引および契約の承認
- (3) 事業計画及び予算並びにその変更
- (4) 本定款に述べられたその他の役割

(理事会の権限における制限)

- 22条 理事会は理事長、総会、総会の議長、又は諮問委員会の範囲にある事項について、決定を下す権限を持たない。
- 2 理事会は以下の事項について、討議、あるいは行動をとる権限はない。
- (1) 吸収
- (2) 合併
- (3) 解散
- (4) 定款の変更

第4章 委員会

(委員会の設置と解散)

- 23条 諮問委員会を除くその他の委員会は必要に応じ、理事長により、設置、解散される。委員会が設置されるまでは、理事会が理事を通じて、委員会が取り扱う全ての問題を取り扱うものとする。

(諮問委員会)

24条 諮問委員会は、相談および助言の役割のみ担う。委員会は理事長が長を務め、理事長および総会に対し、会の運営および管理について助言を行うものとする。

第5章 会議

(種別)

25条 CRSMMの会議は、総会（通常総会および臨時総会）および理事会の2種とする。

(総会の構成)

26条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

27条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 役員を選任又は解任
- (5) 事業報告及び決算

(総会の開催および招集)

28条 通常総会は少なくとも一年に一回、事業年度の終了後3ヶ月以内に招集される。

- 2 理事長は、通常総会および必要に応じ臨時の総会を招集する。また、理事の多数決、総会の80%から要求を受けた場合も臨時の総会を召集する。監事は、本定款17条にて述べられた職務を全うするため、臨時の総会を召集することができる。
- 3 開催の少なくとも14日前には、各会員へ書面により開催を通知する。

(総会の議長)

29条 総会の議長は理事長を務める。議長は、その職務と権限を正会員に委任することができる。

- 2 議長の職務と特権は、以下を含む。
 - (1) 総会の式次第に組み込む審議事項、議決事項に関する承認。
 - (2) 総会に関する全ての事項の管理運営

(総会の定足数)

30条 業務取引の実施、および動議の可決には、最低でも正会員の50%の出席を必要とする。

(総会の動議)

31条 全ての会議における、議題の組み込みに当たっては、理事長によって動議が提示されるか、正会員が議決を希望する前の総会にて、投票により3分の2以上を獲得した場合とする。

(総会の議決)

- 32条 団体へ支払うべき正当な会費と必要な経費があれば、それらを支払っていない正会員は、投票することができない。
- 2 正会員の議決権は一人一票とする。
 - 3 代理投票は、正規に作成された委任状をもってなされる。委任状は、総会開催の24時間前までに理事長又は理事長が委任した者に確認のため提出される。
 - 4 多数決において同数に分かれた際は、理事長又は理事長の指定した者の決するところによる。
 - 5 議決：本定款第23条、24条、29条、46条、49条、50条に述べられている事項を除き全ての議題は過半数をもって決定される。

(理事会の構成)

33条 理事会は、理事をもって構成される。

(理事会の開催および招集)

34条 理事長が理事会を招集する。すべての理事会において、開催の少なくとも5日前には文書又は電磁的方法（E-mail, SMS等）により各理事へ開催が通知される。理事長が緊急の事態に必要と判断した場合には、本プロセスは適用されない。

(理事会の定足数)

35条 少なくとも理事総数の3分の2以上の出席を必要とする。

(理事会の動議)

- 36条 理事長が理事会の式次第を提示する。
- 2 全ての理事会における議題の組み込みに当たっては、理事会にて動議が
 - (1) 理事長によって提示されるか、
 - (2) 議決を希望する前の理事会にて、理事により提示される必要がある。
 - 3 緊急の場合には、理事長は事前の通知無しに、理事会開催同日に動議を提示することもできる。

第6章 資産および会計

(資産および会計)

37条 センターの資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産

- (2) 入会金および会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 財産から生じる収益
 - (5) 事業に伴う収益
 - (6) その他の収益
- 2 CRSMMの資産および会計区分は、特定非営利活動にかかる事業に関する資産および特定非営利活動にかかる事業会計区分とする。
 - 3 理事会がセンターの資産を管理する。

(事業年度)

38条 事業年度は4月1日から始まり翌年の3月31日までの12ヶ月とする。

(支払)

39条 センターは、提供された役務に対して支払われる妥当な報酬として、又は本定款にて述べられる目的に合致したものとして、それらが総会において承認され、権限を付与される場合を除き、センターの剰余金から、メンバー、役員、あるいは個人に支払は行われぬ。

(事業報告および決算)

40条 CRSMMの事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長又は理事長が指定した者が作成し、監事の確認を受け、総会の承認を経なければならない。

第7章 解散および合併

(解散)

41条 センターは解散まで永続的に存続する。解散の際に残存する財産は、総会の決議後、法第11条第3項に掲げる者へ譲渡されるものとする。

2 CRSMMは以下の事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動にかかる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

3 前項の事由によりCRSMMが解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(合併)

42条 CRSMMが合併しようとするときは、総会による決議を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

43条 公告は官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

44条 CRSMMの事務を処理するため、事務局を設置する。

(執行役員およびスタッフ)

45条 理事長が事務局の全てのボランティアスタッフ（執行役や人事部長、受付、研究者等）を雇用する。ただし、本センターが堅固なものになるまでの間、スタッフはボランティアとして採用され、様々な委員会やボランティアスタッフを事務所に置き、活動するものとする。理事とボランティアスタッフが全ての秘書業務を行う。

第10章 特記事項

(センターに帰属しない権利)

46条 センターにより管理される全ての特許、著作権、それらに付随する権利、ドメイン、またその他の商業権および知的財産、およびそれらに派生する権利は、各所有主に帰属する財産である。

2 いかなる支部、アソシエイツ、その他業務に従事する個人、又は本センターを代表する者も、事前に本センター、センターの代表者および権利の所有者に許可を得ることなく、前項で述べられた権利を自身で使用することや、他者に使用を許可することはできない。これらの権利は、本センターが解散、合併、吸収又は、権利所有者との契約が解約される場合、リース契約（ライセンス）が更新されない限り、権利所有者に自動的に返還されるものとする。

(公用語)

47条 本センターの視野が国際的なものであることから、英語を公用語とする。英語および日本語が文書ならびに本センターの日々の活動において使用される。

(会則)

48条 総会は、必要に応じて、この定款の施行を補完する様々な規則や会則を公示し、それらは、本定款と精神を同じくし、定款の指針に沿ったものとする。

第11章 定款の変更および解釈

(解釈)

49条 諮問委員会は本定款の解釈における最終的な権威である。理事長が辞任、又は本センターを退く場合、諮問委員会は自動的に凍結される。総会は、新たに理事長を任命し、新理事長は、前諮問委員会又は新諮問委員会を承認し主宰する。

(変更)

50条 本定款は総会における4分の3以上の多数決をもって、必要に応じ変更される。

- 2 変更の動議は、3分の2以上の総会の支持、あるいは理事長により、本定款で定められている方法に拠って提出されなければならない。
- 3 本定款の第23条、24条、29条、46条、49条によって定められる事項はいかなる方法によっても変更され得ない。

附則

- 1 この定款は、CRSMMの成立の日から施行する。
- 2 CRSMMの設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 JBARA ABDELGHANI
第一副理事長 ジュバラ保岡 弘子
第二副理事長 竹村 絵美
理事 エルハドリ アリ
理事 Shahira Safwat Fahmy
監事 中村 瞳

- 3 CRSMMの設立当初の役員任期は、15条1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。
- 4 第14条第1項(1)、(2)、(3)で述べられている事項はセンターの第2期後に開催される通常総会から適用される。
- 5 CRSMMの設立当初の入会金および会費は、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 正会員（個人および団体）0円 賛助会員（個人および団体）0円
 - (2) 年会費 正会員（個人および団体）0円 賛助会員（個人および団体）0円
- 6 CRSMMの設立当初の事業年度は、第38条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成25年3月31日までとする。
- 7 CRSMMの設立当初の事業計画及び収支予算は、第21条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 8 同様の内容で本定款の英語版を別途作成する。